

## 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則

昭和47年4月1日

長野市規則第6号

[改正]昭和49年4月1日規則第17号、昭和50年4月1日規則第4号、昭和53年12月25日規則第33号、昭和56年7月31日規則第26号、昭和60年3月30日規則第11号、昭和63年3月30日規則第13号、平成元年3月30日規則第18号、平成2年3月30日規則第21号、平成3年3月30日規則第4号、平成5年3月30日規則第4号、平成5年6月25日規則第20号、平成6年3月30日規則第4号、平成9年2月20日規則第2号、平成11年3月15日規則第29号、平成11年3月31日規則第51号、平成12年3月30日規則第1号、平成15年4月1日規則第15号、平成19年8月23日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)に定めのあるもののほか、開発行為等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(開発許可の申請の添付図書)

第2条 法第29条の規定による許可を受けようとする者は、省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請に、法第30条第2項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 開発区域の土地に係る不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面(第8条第1号において「地図等」という。)の写し
- (2) 開発区域の土地の登記簿謄本
- (3) 開発区域の土地の実測図
- (4) 開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意(様式第4号)の同意者の印鑑登録証明書
- (5) 予定建築物の各階平面図(自己の居住用、業務用の場合)
- (6) その他必要な図書

(設計図書等)

第3条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、開発行為に関する設計説明書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の設計説明書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 新たに設置される公共施設の管理者等一覧表(様式第2号)

(2) 従前の公共施設の管理者等一覧表(様式第3号)

3 省令第17条第1項第3号に規定する書類は、開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書(様式第4号)によるものとする。

(既存の権利者の届出)

第4条 法第34条第13号に規定する届出は、既存の権利者の届出書(様式第5号)によるものとする。

(開発行為変更許可申請書)

第4条の2 法第35条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書(様式第5号の2)に、省令第28条の3に規定する書類のほか、開発区域の縮小又は新たな土地の開発区域への編入の場合にあっては、第2条第1号から第3号までに掲げる図書(同条第2号の図書にあっては、開発区域に編入された部分のものに限る。)を添付して申請しなければならない。

(工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請)

第5条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請には、縮尺3,000分の1以上の敷地位置図を添付するものとする。

(建築物の特例許可の申請)

第6条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 縮尺3,000分の1以上の付近見取図

(2) 縮尺 500分の1以上の配置図

(3) 縮尺 200分の1以上の各階平面図

(4) 縮尺 200分の1以上の2面以上の立面図

(予定建築物等以外の建築等許可の申請)

第7条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の許可申請には、縮尺3000分の1以上の周辺地域の現況図を添付するものとする。

(建築物の新築、改築若しくは用途変更又は第一種特定工作物の新設許可申請)

第8条 法第43条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第34条に規定する書類のほか、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 土地に係る地図等の写し

(2) 建築物の概要書(様式第9号)

(3) 建築物の各階平面図

(4) その他必要な書類

(地位の承継)

第9条 法第44条に規定する許可に基づく地位を承継した者は、遅滞なく開発許可(建築等の許可)に基づく地位承継届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出には、当該許可に基づく地位を承継したことを証する書類を添付するものとする。

第10条 法第45条の規定による開発許可に基づく地位の承継を受けようとする者は、開発許可に基づく地位承継承認申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 当該土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権限を取得したことを証する書類

(2) 当該開発行為を行うために必要な資力を有することを証する書類

(工事完了の公告)

第11条 省令31条の規定による工事完了の公告は、市が設置する掲示物(長野市公告式条例(昭和41年長野市条例第1号)別表に掲げるもの)に掲示して行うものとする。

(開発登録簿の写し交付請求)

第12条 法第47条に規定する開発登録簿の写しの交付の請求は、開発登録簿写し交付請求書(様式第12号)を市長に提出して行うものとする。

(開発登録簿の閲覧)

第13条 省令第38条の規定による開発登録簿の閲覧所は、建設部建築指導課に置く。2 開発登録簿を閲覧することができる日は、次に掲げる日以外の日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで。

3 開発登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後4時までとする。

4 開発登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えてある閲覧簿に所定の事項を記入し、係員に申し出なければならない。

5 開発登録簿を閲覧しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 係員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。

(2) 開発登録簿を汚損し、又はき損しないこと。

(3) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

6 市長は、開発登録簿を閲覧する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を中止し、又は禁止することができる。

(身分証明書の様式)

第14条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第13号)によるものとする。

(申請書の提出部数)

第15条 法、省令又はこの規則の規定による申請書又は届出書(これらに添付すべき図書を含む。以下この条において同じ。)の提出部数は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 申請書については、正副各1通とする。ただし、第2条に規定する開発行為許可申請書に添付すべき図書のうち、同条第2号に規定する開発区域の土地の登記簿謄本、第8条の2に規定する既存宅地の確認申請書に添付すべき図書のうち同条第2号に規定する土地の登記簿謄本及び第12条に規定する開発登録簿写し交付請求書並びに省令第60条の規定による開発行為又は建築に関する証明書等の交付申請にあつては、1通とする。

(2) 届出書については、正副各1通とする。

(標識の掲示)

第16条 法第29条の規定による許可を受けた者は、当該開発許可に係る開発区域内の見やすい場所に許可標識(様式第14号)を掲示するものとする。

(工程報告)

第17条 開発行為に関する工事の施行者は、次の表の左欄に掲げる工事について、それぞれ同表の右欄に掲げる事項に関し、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料を添付した報告書を工事完了したときに提出しなければならない。

工事の種類	報 告 工 程
擁壁工事	(1)根切りを完了したとき。 (2)基礎配筋を完了したとき。 (3)壁配筋を完了したとき。 (4)練積み造りの擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ。 (5)擁壁の水抜き穴及びその周辺。
盛土工事	(1)集水暗渠を敷設したとき。 (2)軟弱な地盤改良等の工事を行ったとき。 (3)急傾斜面の段切りを行ったとき。
排水施設工事	(1)暗渠を敷設したとき。 (2)軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行ったとき。
給水施設工事	(1)給水管を敷設したとき。
道路工事	(1)路盤を構成するとき。 (2)舗装工事をするとき。
橋梁工事	(1)根切りを完了したとき。 (2)橋台(橋脚)の配筋を完了したとき。 (3)スラブの配筋を完了したとき。
貯水施設工事	(1)根切り (2)定版の配筋を完了したとき。 (3)壁の配筋を完了したとき。 (4)床版の配筋を完了したとき。

(補足)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。